

小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	三郷市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	三郷市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が（特別支援学校に就学する児童又は生徒）について行う必要な援助を規定し、もって（特別支援学校における教育の普及奨励）を図ることを目的とする。	この要綱は、（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を更に推進）するため、（三郷市立小中学校に就学する障がいのある児童生徒の保護者）の経済的負担を軽減するために市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		三郷市特別支援教育就学奨励費支給要綱 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号	三郷市特別支援教育就学奨励費支給要綱第8条第1項
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号a	三郷市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条、同要綱7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第1条により、三郷市長から委任を受け、三郷市教育委員会で処理している。	
----	---	--

届出情報

独自利用事務の対象者	児童・生徒の保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2020年12月11日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	